別表六の二（十七）付表三　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第５号において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(1)≧８％若しくは(1)≧10％又は(別表六の二(十七)「５」)＝０の場合　60万円×(2)＋50万円×(4)　(6)」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。次号及び第４号において「平成30年改正法」という。）附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(1)≧８％若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(1)≧10％」を消すこと。

3　「(1)＜５％又は(1)＜10％の場合　30万円×(2)＋20万円×(4)　(8)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には「(1)＜５％又は」を消し、その他の場合には「又は(1)＜10％」を消すこと。

4　「個別税額控除相当額　(6)、(7)又は(8)　(9)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(6)、(7)又は(8)」とあるのは、「(6)又は(8)」として記載すること。

5　「個別税額控除相当額　(30万円又は40万円)×(別表六の二(十七)付表一「36」－「36の内書」)＋(20万円又は30万円)×(別表六の二(十七)付表一「36の内書」)　⑱　の欄は、当該連結事業年度が特例対象連結事業年度（令和２年改正法附則第96条第２項（連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象連結事業年度をいう。）に該当する場合には「又は40万円」及び「又は30万円」を消し、その他の場合には「30万円又は」及び「20万円又は」を消すこと。

別表六の二(十六)付表二を削る。

別表六の二(十九)の表中

「税額控除基準額　(3)×20/100」を「税額控除基準額　(3)×20又は40/100」に、

「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十九)付表「20」）／連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十九)付表「21」）」を「連結親整前個／連結親個別帰

法人が中小連結親法人以外の場合の調別帰属法人税額（別表六の二(十八)付表「20」）／法人が中小連結親法人の場合の調整前属法人税額（別表六の二(十八)付表「21」）」に、

「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「55の①」）」に、

「調整前連結税額超過構」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑯」）」に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の15の３第１項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の」を加え、同欄五号を同欄六号とし、同欄四号を同欄五号とし、同欄三号中「(連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が平成31年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第８項第５号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結法人又は同法第42条の４第８項第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する農業協同組合等)」を削り、同号を同欄四号とし、同欄二号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成27年旧措置法」という。）第68条の９第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)」を削り、同号㈠中「、平成27年旧措置法第68条の９第11項の規定の適用がある場合には同条第１項から第３項まで（平成27年旧措置法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に係る部分の金額を」を削り、同号を同欄二号とし、同欄一号の次に次の一号を加える。

「税額控除基準額　(3)×20又は40/100　(4)　の欄は、令和２年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「20又は」を消し、同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は40」を消すこと。」

別表六の二(十九)を別表六の二(十八)とし、同表の次に次の一表を加える。